

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
I 対策部門	1. 法改正対策	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記のオンライン申請手続のシステム変更(予定)に伴い、不動産登記制度及び不動産登記法等の検討を行う。 ・不動産登記法等に関する業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。 ・会社法等に関する業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。 ・平成14年改正司法書士法の附帯決議の実現並びに改正後に顕れた懲戒制度、法人制度等の諸問題について、司法書士法改正及び司法書士制度関連法案等への対応を図る。 	執行部
	2. 司法・司法書士制度対策 ① 司法書士執務対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高い倫理性を維持、向上させつつ社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士倫理」規範の周知徹底を図り、倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行う。 ・税理士会と協調して、企業・法人に対する相談会等の対応及び中小規模の企業における事業承継等への具体的取組みを検討する。 ・定款の電子認証等を含めて、オンライン申請の普及・促進を進めるため、法務局に対する情報提供等により、オンライン申請のより良い環境整備に努める。 ・裁判所及び弁護士会との協議を行う等、利用しやすい裁判制度の定着に協力する。 ・裁判実務における司法書士執務の研究を進めるための検討を行い、簡裁代理業務の研修会も実施する。 ・司法書士執務についての規範規則制定の検討を行う。 	執行部
	② 特別研修	<ul style="list-style-type: none"> ・日司連が実施する司法書士特別研修を運営する関東ブロックに協力する。 	執行部
	③ 日本司法支援センター(法テラス)への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・日本司法支援センター(法テラス)と協力し、市民に対する情報提供業務、法律扶助、相談事業の利用促進を図り、紛争解決への必要な情報並びにサービスを提供する。さらに、犯罪被害者の権利・利益の擁護のため、積極的に活動する。 上記の目的達成のため、下記イからニを行う。 	執行部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
		<p>イ. 法テラス東京における司法書士による法律相談ブースの充実。</p> <p>ロ. 法テラスコールセンター事業への協力。</p> <p>ハ. 法テラス東京の法律扶助契約司法書士数の増加。</p> <p>ニ. 法テラス東京との協議会の開催。</p>	
	④司法書士調停センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・民事に関する紛争全般を取り扱うことが出来る都内唯一の認証紛争解決事業者として、メディエーション重視の調停を実施する。 ・調停手続実施者及び調停管理者の養成、スキルアップのためにトレーニングを行い、調停実施者及び管理者の増員等、内部体制の充実を図る。 ・トレーナーの養成を行う。 ・仲裁法による仲裁の実施を検討する。 ・外部相談機関等との連携を図る。 ・会館内に調停専用室の設置を検討する。 	執行部 企画部
	⑤司法書士不在地域・被災地支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日本司法書士会連合会とともに、司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援を実施する。 ・司法書士の不在地域の解消に向けて情報収集をする。 ・司法書士不在地域・島嶼地域における法律相談の充実を図るため、法律相談会を実施する。 ・外部団体等と連携をとり、司法書士不在地域・島嶼地域における法律相談の充実を図る。 ・司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援及び公設事務所設置について検討する。 ・奥多摩地区住民に対し、巡回法律相談を実施する。 	総務部 企画部 相談部
	⑥オンライン申請推進対策	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請のより一層の普及と平成23年2月14日開始予定の新オンラインシステムに対応するための具体的施策を進め、利用者の権利擁護及び利便性の対応を図る。 また、会員の事務所における新オンラインシステムを含むオンライン申請環境の整備を推進するため、情報の収集に努める等の対応を図る。 	執行部
	⑦非司活動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・非司法書士活動を行った個人及び企業・法人に対し、警告文を発し、改善を求める。 ・悪質な非司法書士活動をした者に対し、告発等を行う。 ・非司法書士活動に関する情報収集及び調査を行う。 ・ホームページによる広告等を調査し、非司法書士の広告等についての情報提供を受け、社会情勢に適応した非司法書士活動の防止策等を検討する。 ・非司活動の広報としてポスターを作成し配布する。 	総務部 非司法書士排除委員会
	⑧危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日司連と協議して、会館の危機管理体制の強化を図り、万全なセキュリティを確保する。 ・事務室の配置変更に伴い、事務局等の危機管理体制を見直し、安心かつ安全な執務状態を確保する。 	執行部 企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	⑨ 司法書士市民 救援基金	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に会館における災害訓練及び消防訓練を行う。 ・会員に対して、事務所所在地域の災害復興訓練への参加を求め、情報提供・情報交換を行う。 	相談部
	⑩ 民事介入暴力 への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市民救援基金制度の定着を図るため、会員への周知を図り、利用実績の増大及び活性化を目指すと共に、同制度の円滑かつ適正な運営を維持する。 ・民事介入暴力対策委員会において作成した会員向け「民事介入暴力対策の手引」を新入会員に配布する。 ・司法書士に対する民事介入暴力に関する対応策を検討する。 ・各関係機関との連携を図ると共に、民事介入暴力の現状について検討し、会員に対する啓発活動を実施する。 	執行部
	3. 組織改善対策		
	① 組織改善	<ul style="list-style-type: none"> ・会の組織、機構、本会事業のあり方を検討し、その成果を規則及び規程等に反映させる。 	執行部
	② 情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開規則に則り、公益法人として必要かつ適正な情報公開を実施する。 ・懲戒処分等を公表する。 	総務部
	③ 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法の内容を精査し、個人情報保護方針並びに個人情報保護規程に基づき個人情報の更なる適正な管理に努める。 ・事務室の配置変更に伴い、個人情報が漏洩しないよう、情報管理に関するセキュリティの検証を行い、また、事務室の独立性を保ち、十全な対応を図る。 	執行部 総務部
	4. 成年後見制 度への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し諸活動を行う。 ・地方自治体において、遺言と成年後見制度に関する出張講座をリーガルサポートと共催して実施する。 ・任意後見人・成年後見人等の職務を研究・検討し、制度の積極活用を図る。 ・地方自治体・社会福祉協議会・社会福祉士会・地域包括支援センター等とのネットワーク作りを推進し、制度の普及を図る ・高齢者・障害者などを対象とする無料法律相談会をリーガルサポートと共催して実施し、市民の要請に応える。 ・裁判所、公証人会、その他の団体等との協議を行い、制度の円滑な運用を図る。 	執行部 企画部

部 門	事業項目	内 容	備 考
II 執務指導 部門	5. 多重債務問題・消費者問題・自殺問題等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題改善プログラムの方針を尊重し、地方自治体の多重債務者に対する対策会議や相談窓口の体制整備に協力し、相互連携の強化充実を図る。 ・地方自治体の多重債務者に対する相談員向けの相談事例検討会を開催する。 ・東京地裁民事20部における本人申請による破産申立手続の改善を引き続き求める。 ・金融経済教育等の消費者教育について、学校教育や企業の社員教育等の教材を作成して講師を派遣する。 ・利息制限法制限利率の適正水準の動向について注視し、市民生活へ悪影響を及ぼすことのないよう諸活動を行う。 ・割賦販売法、特定商取引法改正の推移を引き続き注視し、消費者行政一元化による新組織設立に伴って、消費者問題に関する相談の一角を司法書士が担うよう諸活動を行う。 ・その他、多重債務・貧困・自殺問題の解決等、消費者問題への対応のために消費者団体等との連携を図る。 	執行部 企画部
	6. 登記所統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所統廃合について情報収集と対応策を検討する。 	執行部
	1. 執務改善推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の権利の保護に寄与するため、会員の執務の更なる適正化を図り、会員指導を行う。 ・非司法書士との提携やリベートなど司法書士制度の信頼を揺るがす行為に関して、会員の意識の向上に努める。 ・網紀案件について結論を出すまでの期間短縮を実現するため、手続きの効率化の方法を検討するとともに担当者のスキル向上を図る。 ・会員と依頼者等との紛議に関して、紛議調停を行う。 ・網紀事案の概要をスーパーネットに掲載し、会員の執務に関する意識の向上に役立てる。 ・網紀・懲戒についての会員向け説明会を開催し、非違行為の予防に努める。 ・網紀事件に関して事例を整理する。 	執行部 業務部 総務部
III 研究部門	1. 研究企画	<ul style="list-style-type: none"> ・司法書士の裁判実務の支援と、訴訟の円滑な実施を目的とした、裁判所との実務協議会を行う。 ・成年後見制度・家事事件における司法書士の役割や実務的諸問題について、家庭裁判所との協議を行う。 ・地方自治体、地域包括支援センター等と連携して、高齢者虐待問題に取り組む。 ・東京法務局との登記実務協議会を実施する。 ・研修情報「P L O M」の資料収集を行い、w e b ページ上に公開する。 	企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
IV研修部門		(研修の種類ごとに112頁～117頁参照)	研修部
V相談部門	<p>① 常設法律相談・司法書士総合相談センター</p> <p>② 無料法律相談会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判・クレサラ等多重債務・登記・会社法務・成年後見等について常設法律相談会を開催する。 ・当番司法書士制度を充実させる。 ・墨田・三多摩総合相談センターの充実を図る。 ・電話相談センター「ホットライン」の充実を図る。 ・総合相談センターへ来ることができない相談者のために、施設・病院へ相談員を派遣して出張相談を行う。 ・専門分野別及び支部別の相談員研修を積極的に行い、相談スキルの向上、相談体制の充実を図る。 ・支部相談担当者会議を開催し、支部開催の相談事業との連携を図る。 ・「法の日」等における司法書士相談会を実施する。 ・東京都貸金業対策室における相談ブースにおいて、クレサラ被害等についての常設相談を実施する。 ・東京都・同特別区が実施する社会福祉事業に協力するとともに、生活保護者・路上生活者等に対する法律相談を実施する。 ・裁判・クレサラ・消費者問題・労働問題等の専門分野に関する電話・面談等による相談会を開催する。 ・登記・相続・遺言・成年後見等をテーマとする相談会を開催する。 ・ターミナル駅や市民祭りなど人通りの多い場所において街頭相談会を開催する。 ・法テラス・都立図書館・商工会議所・官公署等への依頼に応じ、相談員を派遣する。 ・当会会員が他士業・医師・カウンセラー等と協同して開催する総合相談会への支援を行う。 	<p>執行部 相談部</p> <p>相談部 企画部 支部等</p>
VI企画部門	<p>1. 司法書士講座の開催</p> <p>2. 司法書士劇団の上演</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題等について、中学生、高校生、盲ろう学校の生徒やPTAを対象に、講座・寸劇・漫才・ティーンコート・ADR等を企画し実演する。 ・大学生等に対する司法書士ガイダンスを開催する。 ・地方自治体等における成年後見講座に講師を派遣する。 ・商工会議所等が主催する、会社法等に関する講演会や講座に講師を派遣する。 ・市民に身近な法律問題を分かりやすく理解してもらうこと、また、司法書士が法律問題にどのように関わっているのかを知ってもらうことを目的として、司法書士劇団「リーガル☆スター」の公演を複数回行う。 	<p>企画部 支部等</p> <p>企画部</p>

部 門	事業項目	内 容	備 考
	3. 講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・支部・社会福祉協議会・各自治体の協力を仰いで連携を図り、支部主催事業や各自治体・社会福祉協議会等の行事に合わせて上演し、多くの市民の方々に観てもらえるよう努力する。 ・日司連の協力を得て、各ブロック協議会や各单位会において行う市民シンポジウム・公開講座等での劇団上演の実現を目指す。 	執行部 企画部
	4. 友好諸団体との交流と協同事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利息制限法の制限利率引き下げ・多重債務・貧困・自殺問題、消費者問題や高齢者虐待、憲法・人権問題、成年後見制度の普及等について、必要に応じ講演会・シンポジウムを開催する。 ・十士業よろず相談会を実施する。 ・東京三弁護士会との協議会を開催する。 ・東京公証人会、東京土地家屋調査士会との三者協議会を開催する ・東京税理士会との協議会を開催する。 ・災害復興まちづくり支援機構の運営に協力及び参加する。 ・自治体において実施する、災害復興訓練への参加を支援する。 ・本塩町会との災害時援助に関する協議を継続する。 	執行部 企画部 相談部
	5. 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のマスコミあるいは活字媒体を利用した従来からの広報手法を実践するほか、企業において実践されて効果を上げている広報手法についても学び、東京司法書士会独自の制度広報を研究し実践する。 ・司法書士の職務内容を広く社会に紹介し、市民への情報提供を行うため、東京司法書士会ホームページ及び東京司法書士会総合相談センターホームページの更なる充実を図る。 ・自治体等の発行する広報紙等に無料法律相談の広告を掲載する。 ・鉄道・バス等の移動広告媒体や駅・ホームに無料法律相談の広告を掲載する。 	企画部
	6. 支部等の広報活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支部、支部ブロック、三多摩支会等における街頭相談会及び講演会・講座等の開催を支援する。 	企画部 相談部
	7. 対外広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・東京司法書士会の対外広報誌「司法の窓 ファーロ」を季刊誌として発行し、市民に対し司法書士の制度広報と情報の提供を図る。 	企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
VII福利厚生部門	1. 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員・補助者を対象とした集団健康診断を行い、人間ドックを斡旋する。 ・ 会員の親睦と交流を図るため会員が結成したクラブに対する補助制度を制定する。 	企画部
VIIIその他	1. 緊急時広報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ クライシス・コミュニケーションへの対応を図る。 	総務部 企画部
	2. 多目的ホールの運営(7階)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書スペースを多目的ホールとして、より効率的に運営する。 ・ 日司連と協議して、図書のISBN(国際標準図書番号)による管理及び検索システムを構築し、文献及び書籍等の整備を図る。 	総務部
	3. 裁判事務支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判例検索ブースを管理・運営し、会員の裁判事務支援を図る。 ・ 裁判事務に取り組む会員数増加と質の向上を目的として、裁判事務促進補助制度を含めて検討する委員会を設置する。 	企画部
	4. 会員への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員への情報提供の電子化をさらに推進・充実させ、会員への業務関係諸情報の提供については、日本司法書士会連合会との緊密な連絡のもと、確実かつ迅速な実施を図る。 	総務部
	5. 事務局体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会の事務局の運営については、効率的な事務管理と適正な事務処理のため、各種規則・規程等の整備を継続する。 	総務部
	6. 職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局体制の整備を図るため、業務改善についての具体的な内容を検討し、指揮命令系統整備のための研修を行う。 ・ 職員の事務処理の正確さ及び迅速化を図るため個々の業務に対応した職員研修及び新入職員研修を実施する。 	総務部